

**美里町立中学校における
休日の運動部活動の地域移行推進計画**



**美里町教育委員会
令和6年（2024年）3月**

一 目 次

はじめに	2
1 推進計画策定の趣旨	2
2 推進計画の位置付け	2
3 推進計画の期間	2
4 本町の状況	3
(1) 生徒数及び運動部活動の設置状況	3
(2) 生徒の運動部活動に対する意識等	3
(3) 部活動に係る教師等の勤務状況等	4
(4) 保護者の運動部活動に対する意識等	5
5 基本方針	7
(1) 中学校における休日の運動部活動を地域移行する	7
(2) 学校部活動の教育的意義を継承する	7
(3) 生徒のニーズや発育発達に応じた地域部活動を行う	7
(4) 指導者の確保と資質向上を図る	7
6 具体的な取組	8
(1) 中学校における休日の運動部活動を地域移行するための取組	8
(2) 学校部活動の教育的意義を継承するための取組	9
(3) 生徒のニーズや発育発達に応じた地域部活動を行うための取組	10
(4) 指導者の確保と資質向上を図るための取組	10
7 今後の進め方	12
(1) 今後のスケジュール	12
(2) 推進計画の見直しと更新	12

資料編

- 1 美里町立中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱
- 2 美里町立中学校部活動の拠点校方式による実施要綱
- 3 アンケート調査結果
- 4 啓発ちらし

はじめに

部活動は、スポーツを通して体力向上や責任感・連帯感の涵養に資するだけでなく、他者との関わりの中で主体性や社会性、忍耐力等を育むことのできる教育的意義が高い活動である。さらに、そこで得られた達成感や自己肯定感は生徒に自信を与え、その後の成長や自己実現のための大きな財産となる。

しかし、近年の少子化や放課後の活動の多様化は、本町の中学校の部活動において、単独でのチーム作りを困難なものにし、その結果、今後の部活動の存続は極めて危ういものになっている。さらに、教職員の働き方改革における長時間労働という課題の改善に、休日の部活動が大きく関わっていることが指摘されている。

このような中学校部活動を取り巻く状況の中で、令和2年に文科省から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示された。さらに、令和4年6月と8月には「部活動の地域移行に関する検討会議提言」が示され、同年12月にスポーツ庁及び文化庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」と称する。）を策定した。このような国の方針を受け、令和5年4月に熊本県教育委員会から「熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画」（以下、「県の推進計画」と称する。）が示された。これらを踏まえ、「美里町立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画」（以下、「推進計画」と称する。）をここに策定する。

1 推進計画策定の趣旨

本町における少子化の進行は、町内中学校の運動部活動、ひいては地域のスポーツ環境の維持を困難にするものである。また、生徒のニーズの多様化により、部活動の在り方には合同部活動や拠点校部活動等、これまで以上の柔軟性が要求されている。さらに、部活動の運営には、学校の働き方改革の流れに留意することが不可欠となっている。

このような状況の中で、生徒が自主的に多様なスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保するためには、地域と学校とが連携・協働し、休日の運動部活動の地域移行を速やかに実現させる必要がある。そのための総合的・計画的な推進計画を示し、持続可能な運動部活動の指導・運営体制が構築されるための条件整備を進めていく。

2 推進計画の位置付け

本推進計画は、県の推進計画を踏まえ、国のガイドライン、平成25年に文科省が示した「運動部活動での指導のガイドライン」、及び令和5年3月に県教育委員会が策定した「中学校における学校部活動の指針」（以下、「県の指針」と称する。）などと整合を図りながら策定した。また、県や町内の関係機関、スポーツ関係団体等との連携・協働のもと、一体的な取組を推進する計画として位置付けた。

3 推進計画の期間

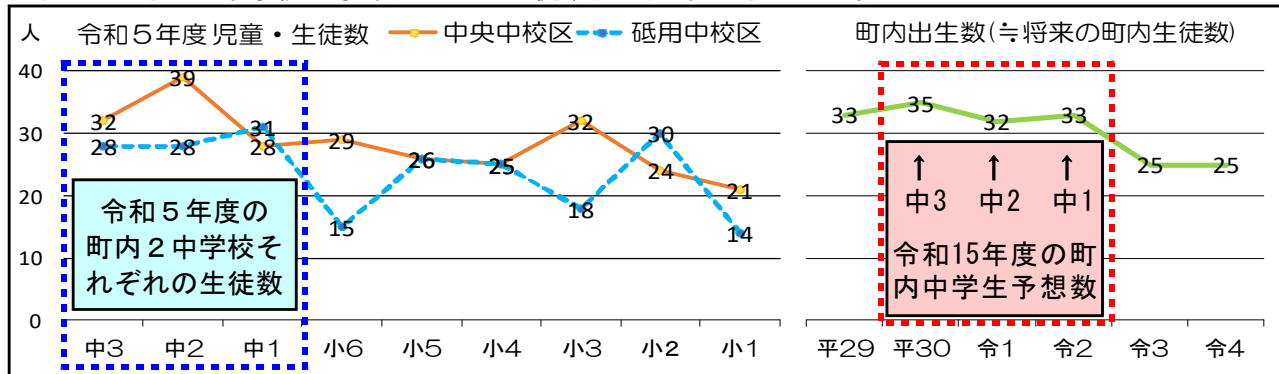
本推進計画は、国のガイドライン及び県の推進計画との整合を図るため、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」とし、令和8年度からの休日におけるすべての運動部活動の地域移行を目指す。

4 本町の状況

(1) 生徒数及び運動部活動の設置状況

本町における少子高齢化の勢いは止まるところを知らず、町内中学校の生徒数は年々減少の一途をたどっている。ここ数年の町内出生数で見ると、今後10年間で中学生数は約半数になると予想される。（グラフ1参照）

グラフ1：町内小中学校の学年別児童・生徒数及び近年の町内出生数

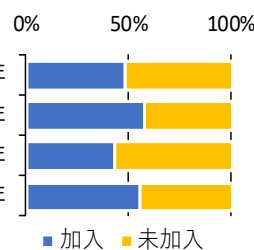


次に、令和6年2月現在の部活動への入部状況について、表1にまとめている。このうち運動部活動は、いずれの部も学校単独ではチーム編成が厳しい状況にあり、すでにバレー、サッカー、野球の3部は合同部活動として活動している。これには、少子化の影響だけでなく、運動部活動への加入率低下も大きく影響している。現在、砥用・中央両中学校ともに約半数の生徒が運動部活動に加入しておらず、地域移行に加えて運動部活動への加入率を高めるための方策についても検討が必要である。

表1 令和6年2月時点における美里町立中学校部活動入部状況と運動部活動加入率のグラフ

学校・学年	バレー	サッカー	野球	剣道	陸上	ソフトテニス	文化	未加入	合計	
砥用中	1年	3	6	2	1	3		16	31	砥用中1年
	2年	3	1	5	2	5		12	28	
中央中	1年	2	6	3		1	2	14	28	中央中1年
	2年	5	5	6		6	7	11	40	

※加入率は、運動部活動に入部している生徒の割合（％）



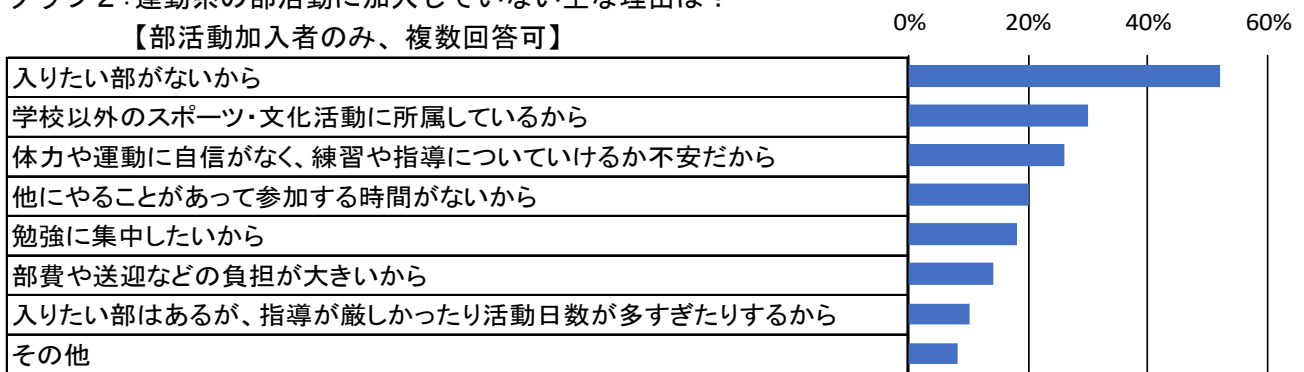
(2) 生徒の運動部活動に対する意識等

令和5年7月に美里町立中学校1・2年生を対象に実施したアンケートからは、運動系の部活動に加入しない理由として「入りたい部がないから」が半数を超え、「学校以外の活動に所属しているから」が3割に達している。また、生徒の興味も多様化し、入部の強制力もない現状では「放課後は部活動」という発想自体の転換も必要であると思われる。（グラフ2参照）

別の設問では、部活動に「気軽に楽しめる雰囲気」を望む生徒が半数いるのに対し、「これまで以上の専門的な指導」を望む生徒も2割近くに上っている。練習時間や試合数についても、「増やしてほしい」と「減らしてほしい」の相反する希望がそれぞれ相当数に上っている。多様化する生徒の思いを少ない部員数で同時にかなえるのは難しいが、個々の思いに耳を傾ける姿勢を持つことは、これから特に必要になるであろう。（グラフ3参照）

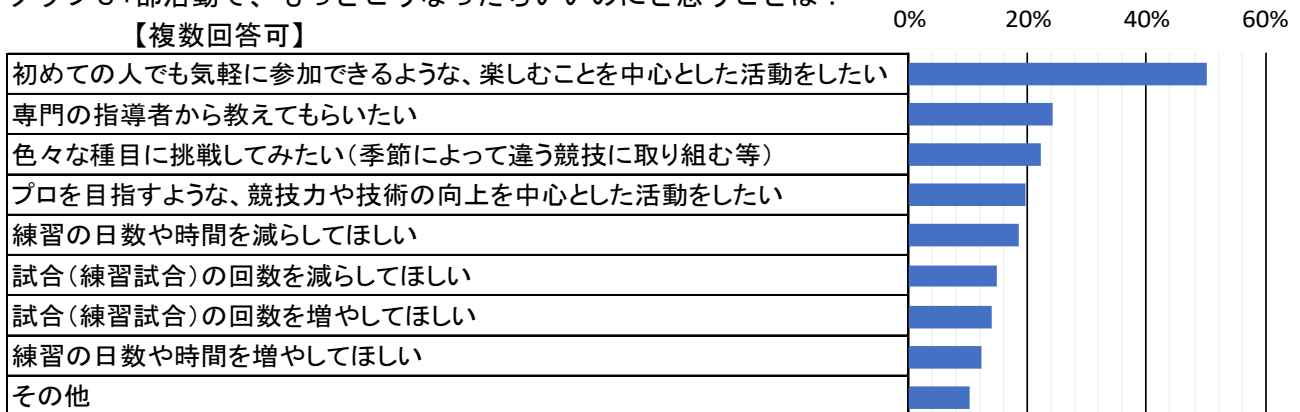
グラフ 2：運動系の部活動に参加していない主な理由は？

【部活動加入者のみ、複数回答可】



グラフ 3：部活動で、もっとこうなったらいいのと思うことは？

【複数回答可】



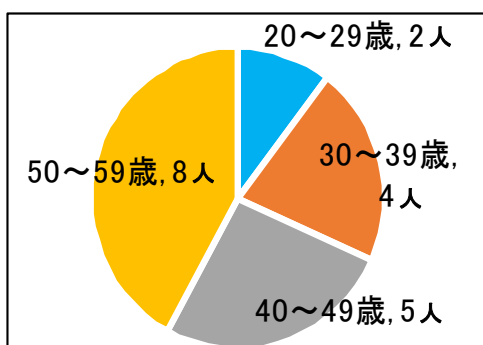
(3) 部活動に係る教師等の勤務状況等

本町に限らず、これまでの部活動は教師や外部指導者による献身的な関わりによって成り立ってきた。しかし、そのことが教師の長時間勤務の大きな要因の一つとなっており、学校の働き方改革が求められる中、部活動の改革は急務となっている。特に、休日の部活動に対する教師の負担感が大きく、今後、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現するには、休日の部活動の負担軽減を図る必要がある。

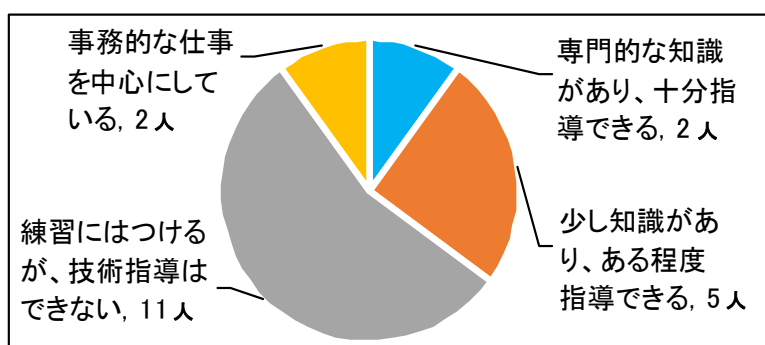
令和 5 年 7 月及び 12 月に町内中学校の教職員を対象に実施した部活動に関するアンケートによると、顧問のうち 40 歳以上が 3 分の 2、50 代が 40% を超えている。

(グラフ 4 参照) また、担当している部活動の種目を技術指導可能な顧問は約 3 分の 1 しかおらず、外部コーチなしでは成り立たない部も存在する。(グラフ 5 参照)

グラフ 4：町立中学校部活動顧問年齢



グラフ 5：町立中学校部活動顧問の指導のレベル



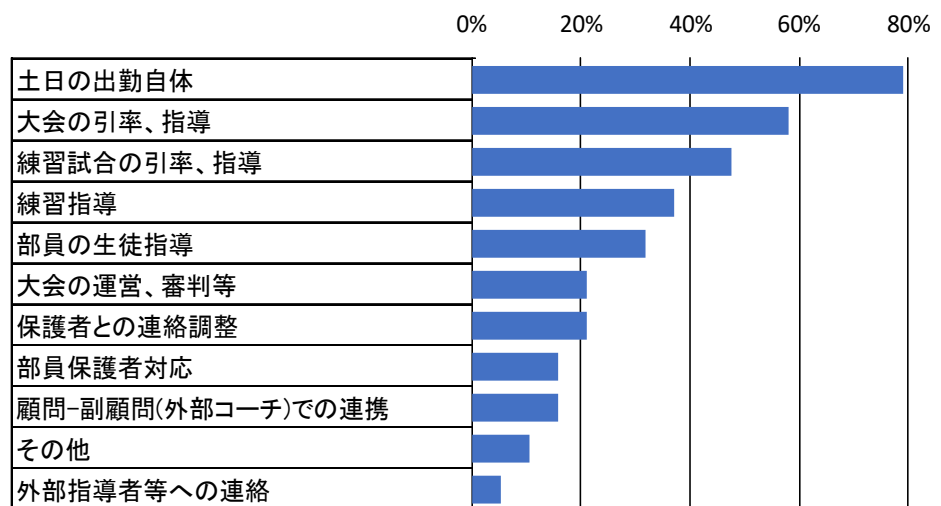
休日の部活動については、休日の出勤自体を負担に感じている教職員が8割に達し、特に、長時間拘束される練習試合や大会への負担感が大きくなっている。

(グラフ6 参照)

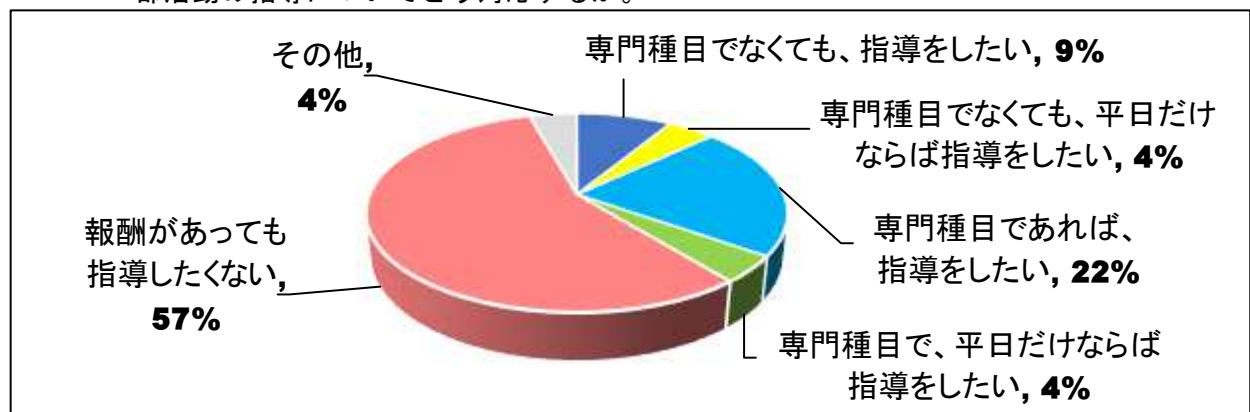
部活動が地域移行した場合の対応

については、約6割の教職員が報酬があっても部活動の指導はしたくないと回答している。逆に、専門種目であれば休日の部活動指導に前向きな教職員も3割近くおり、兼職兼業の円滑な許可等、配慮と支援を行う必要がある。(グラフ7 参照)

グラフ6：休日の部活動従事業務で負担だと思うことは



グラフ7：部活動が地域移行し、兼職兼業が認められ報酬が支払われるようになった場合、部活動の指導についてどう対応するか。



(4) 保護者の運動部活動に対する意識等

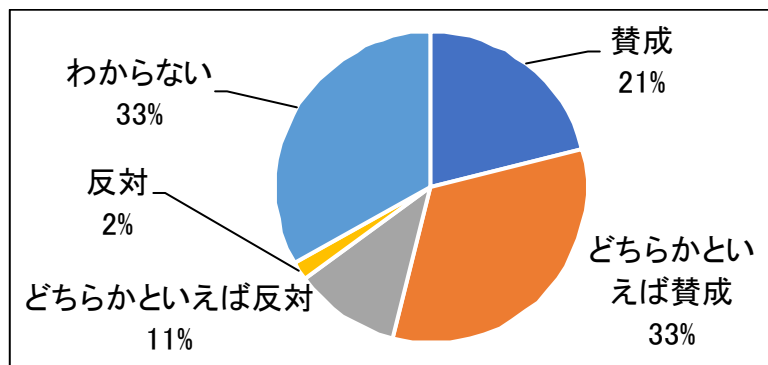
部活動が地域移行された場合、送迎や指導報酬等の新たな保護者負担が予想される。すなわち、これまでの学校部活動において、ほとんど話題に上らなかった「受益者負担」という認識が新たに加わるのである。これは、今まで無料だった授業料を新たに払うことになるような感覚で、保護者に受け取られるのではないだろうか。しかし、これまでの部活動が、教員等の献身的な関わりによって支えられていたことこそが課題なのである。それを正常化するための一方策として地域移行が行われることを、保護者に対して丁寧に説明し、理解・協力を得ていくことが重要になると思われる。

令和5年7月に町内の小5～中2の保護者を対象に実施したアンケートからは、地域移行に反対する意見は少数であり、賛成が過半数であった。一方、3分の1の保護者が「わからない」と回答しており、継続した説明が必要となる。(グラフ8 参照)

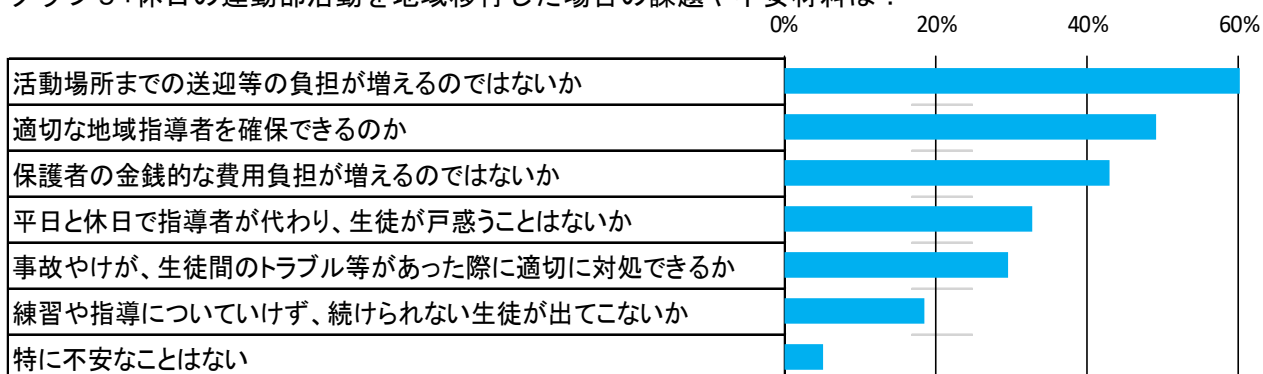
休日部活動の地域移行で保護者が感じる不安材料は、高い方から「送迎等の負担」、「適切な指導者の確保」、「金銭的な負担」であった。特に、経済的に困窮している

状況の保護者については、子どもがスポーツに接する機会がこのような理由で奪われないような配慮が必要となる。一方で、持続可能な部活動を構築していくためには、ある程度の受益者負担を求める道筋を示していく必要もある。（グラフ9参照）

グラフ8：中学校の部活動が段階的に
（まず休日の部活動から）
地域移行されることについて、
どう思うか。

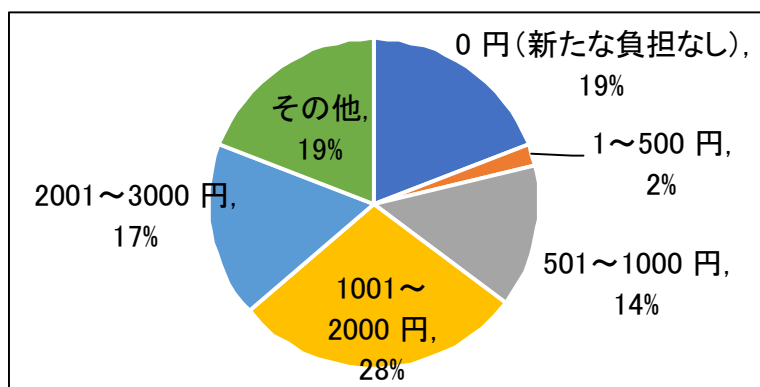


グラフ9：休日の運動部活動を地域移行した場合の課題や不安材料は？



休日の学校部活動が地域移行した場合の、休日の指導に対する1か月あたりの妥当な負担額を尋ねたところ、0円（新たな負担増はなし）から3,000円超までかなりばらつきがあった。民間のスポーツクラブや習い事等の現状及び町内関係者等の意見を参考にしながら、負担額を検討していく必要がある。（グラフ10参照）

グラフ10：休日の部活動が地域移行した場合の、
休日の指導に対する1か月あたりの妥当な
負担額は？



本町の状況を（１）～（４）で述べたように見つめ直すと、ここ数年の社会情勢の変化等により、中学校運動部活動が大きな転換期を迎えていることがわかる。その中で、将来にわたって生徒がスポーツに継続して親しむことができる環境を維持していくためには、学校と地域との連携・協働が必要不可欠である。現在の部活動の維持が困難となる前に、具体的で有効な方策を打ち出すことが求められている。

5 基本方針

(1) 中学校における休日の運動部活動を地域移行する

- ① 休日における運動部活動の地域移行の推進に当たっては、県の推進計画を踏まえ、国のガイドラインや県の指針等との整合を図る。
- ② 少子化や生徒のニーズの多様化等に対応し、将来にわたって中学校の生徒がスポーツに継続して親しむ機会を確保する。
- ③ 指導を担う教師の負担軽減に対応し、引き続き指導を望む教師の希望には応えられるものとする。
- ④ 保護者や地域へ情報発信し、理解・協力が得られるように取り組む。
- ⑤ 県や町内の関係機関、スポーツ関係団体等と協働し、連携を図る。
- ⑥ 地域の様々な世代との交流等を通じ、新しい価値が創出されるよう地域のスポーツ環境の一体的な整備・充実を図ることを目指す。
- ⑦ 指導に係る費用について受益者負担を求める際には、機会の格差を生まないよう、金額の設定に留意するとともに、経済的に困窮する家庭への支援を行う。

(2) 学校部活動の教育的意義を継承する

- ① これまでの運動部活動の教育的意義や役割を継承しつつ、勝利至上主義につながらないよう明確化する。
- ② 国のガイドラインや県の指針等に基づき、学校部活動の教育的意義や適切な指導方法に関する研修等を充実させる。
- ③ 平日と休日との指導の一貫性が保たれるように顧問と地域指導者が連携し、生徒の主体性が生かされる仕組みを取り入れる。
- ④ 体罰、その他不適切な行為やいじめ等を防止し、チェックする体制の強化を図る。

(3) 生徒のニーズや発育発達に応じた地域部活動を行う

- ① 生徒の選択肢を広げるため、合同部活動や拠点校部活動等の新たな部活動の形態を取り入れる。
- ② 生徒の多様なニーズに応えるために、親しむことや楽しむこと等を選択できる部活動の体制を構築し、スポーツ習慣づくりの促進を図る。
- ③ 指導に関わる関係者間で、指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図り、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。
- ④ 成長期にある生徒のスポーツ障害・事故防止や心身の疲労回復のために、参加する大会や練習試合を精選する。

(4) 指導者の確保と資質向上を図る

- ① 指導者は生徒の健全育成に責任を負い、健康やスポーツの価値及びその魅力を伝え、生涯にわたる健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実践へとつなげる。
- ② 地域のスポーツ団体等と連携・協力し、それぞれの部に複数の地域指導者を確保すると共に、役場職員等、多様な人材の活用を図る。
- ③ 休日の指導を希望する教師への兼職兼業の認可を円滑に行う。

- ④ 指導者の資質向上を図るため、指導に必要な知識や技能等について、国のガイドラインに基づいた研修を実施し、理論付けされた研究成果等を積極的に活用する。
- ⑤ 学校と地域指導者との調整等を行うコーディネーター的役職を配置する。
- ⑥ 指導に係る報酬については、受益者負担を基本としながら公費負担を行うことも念頭に置き、適正な金額を設定する。

6 具体的な取組

(1) 中学校における休日の運動部活動を地域移行するための取組

①検討委員会の設置

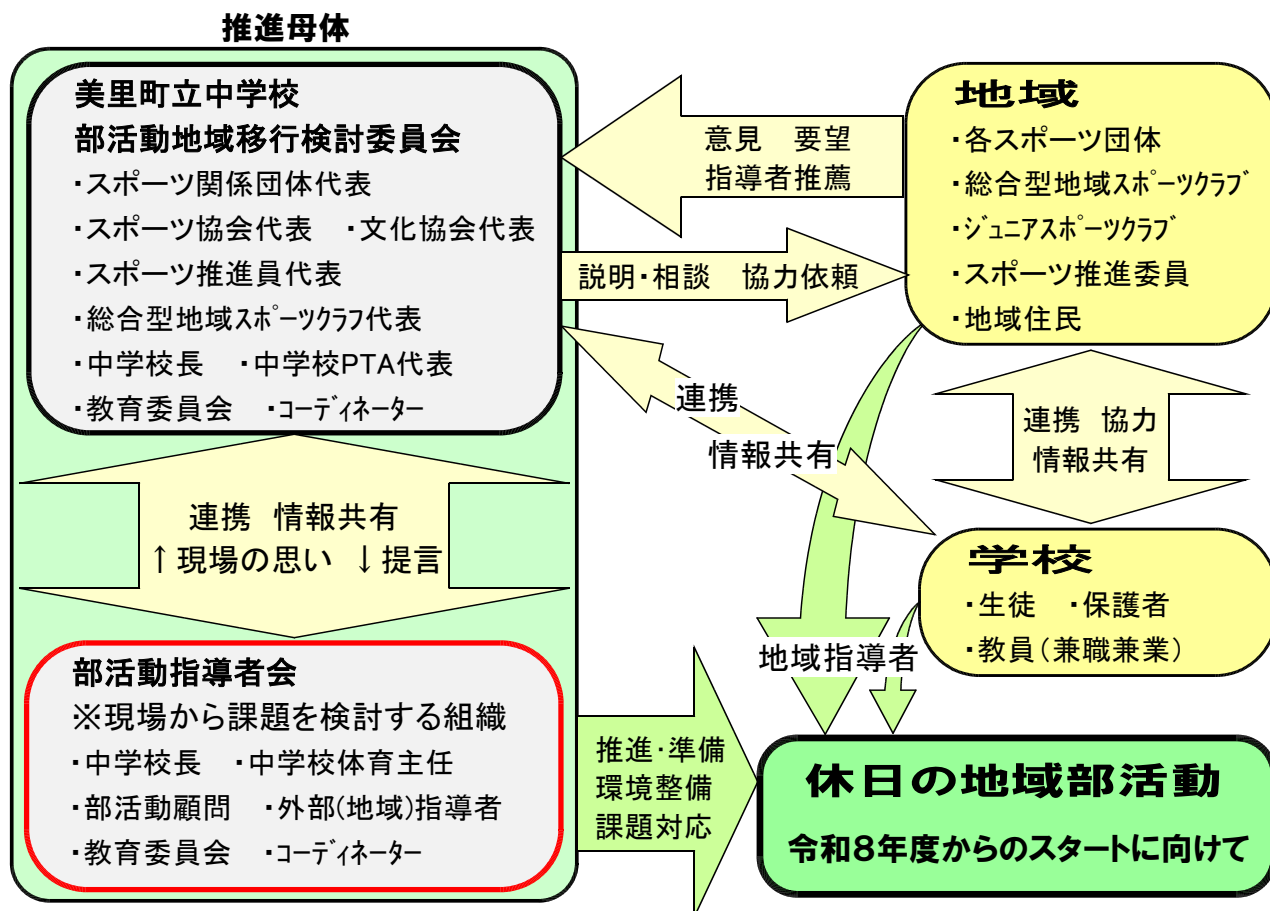
推進計画をよりよく進めるための推進組織として、「美里町立中学校部活動地域移行検討委員会」を設置する。その委員は、スポーツ関係団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、スポーツ協会、文化協会それぞれの代表、町立中学校長及び中学校PTA代表等をもって組織する。また、「部活動指導者会」を併設し、令和8年度からの休日の運動部活動地域移行に向け、様々な課題の解決に取り組む。

②運営主体・推進体制の整備

地域移行の運営主体は、美里町教育委員会とする。将来的には、町内のスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ等との連携も視野に入れながら運営していく。

地域移行の推進体制は、下に示した図1のようになる。

図1：部活動の地域移行に向けた推進体制



③コーディネーターの配置

美里町教育委員会は、コーディネーターを配置し、地域の実情に応じたスポーツ環境の整備・充実に向けた取組を推進する。

④生徒・保護者等への説明

教育委員会及び中学校は、国のガイドライン及び県の推進計画に基づき、町の地域移行の進め方等の情報について、生徒や保護者に説明を丁寧に行い、理解を得る。

⑤活動場所の確保

現在使用している中学校や公共の体育施設の利用について、事前の調整会議等を実施するなど、地域部活動が活用しやすくなるよう工夫し、できるだけ低廉な使用料で利用できるよう措置を講じる。

⑥適正な会費の設定

地域部活動の運営に必要な経費、特に地域指導者への報酬については、生徒や保護者の理解を得つつ、運営主体及び実施主体と連携し設定する。その際、保護者の負担を考慮し、可能な限り低廉な会費を設定するよう公費等による支援も行う。

⑦新たな保険への加入

地域部活動中のけが等は、日本スポーツ振興センター災害給付の対象外になるため、指導者等も含めた新たな保険への加入を義務付ける。併せて、けが等が生じても適切な補償が受けられるよう、保険制度の適切な運用に向け指導・助言を行う。

⑧中学校の取組

中学校は、運営主体（教育委員会）やコーディネーター等と連携を図りながら、休日の運動部活動の地域移行に向けた具体的な取組等を検討し、推進する。また、学校の代表者は、検討委員会に参加し、学校の状況を伝えとともに、検討委員会で得られた内容等について学校職員で共有する。

（２）学校部活動の教育的意義を継承するための取組

①部活動規定への明文化

部活動の教育的意義や役割が、休日の部活動地域移行後においても継承され、勝利至上主義につながってはならないことを明文化し、部活動総会や各部単位の総会等で指導者及び保護者に周知する。

②地域指導者への研修の充実

部活動顧問及び地域指導者を対象とした、学校部活動の教育的意義や適切な指導方法等に関する研修会を、年に複数回実施する。

③平日・休日の指導の一貫性確保

顧問と地域指導者間で、インターネット等を活用し、キャプテンを介しての練習メニューノートのやり取り等も取り入れ、情報交換を工夫する。また、生徒の声にも積極的に耳を傾け、生活面もふくめた指導に活かすように努める。

④体罰やいじめ等の防止とチェックする体制の充実

顧問や地域指導者だけに部の運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で関わるという風土を構築する。そのために、校長は適切な指示を行い、教員（地域指導者）間での意見交換、情報共有等を活発化する。

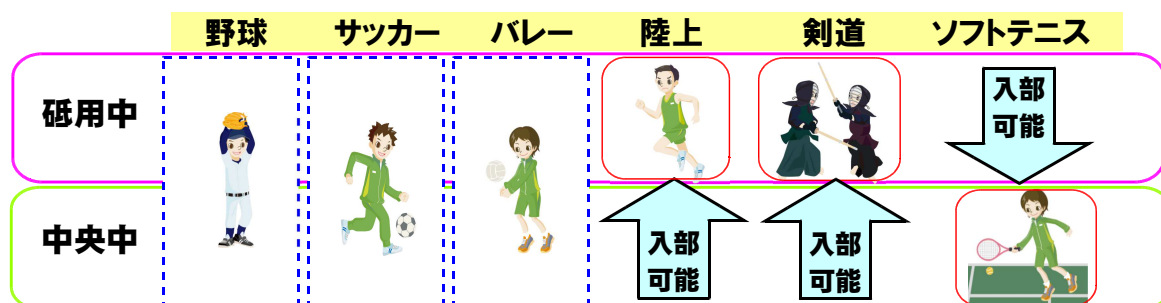
(3) 生徒のニーズや発育発達に応じた地域部活動を行うための取組

① 合同部活動及び拠点校部活動の設置

現在、バレー、野球、サッカーの3部は**合同部活動**である。さらに、今後の少子化に対応し、生徒の選択肢を広げるため、令和6年度から**拠点校部活動**を実施する。砥用中の剣道部及び陸上部、中央中のソフトテニス部が拠点校方式の部活動となる。

(図2参照)

図2：令和6年度 美里町立中学校運動部活動の活動状況



② 生徒の多様なニーズへの対応

競技等での好成績や、個人記録を望まないような生徒であっても、スポーツ習慣づくり等の観点から入部を勧め、関係者間で情報共有等を行うなど連携を図り、個に応じた指導体制を構築して可能な限り生徒や保護者の希望に応える。

③ 活動の目標や指導方針の設定

顧問は、具体的な目標を設定し、その達成に向けての指導方針等を生徒や保護者等へ説明する。その際、勝つことのみを目指すことのないよう注意する。

④ 大会や練習試合の精選

生徒のスポーツ障害や事故防止、心身の疲労回復のために、国のガイドライン等を踏まえ、参加する大会や練習試合を精選する。

⑤ 適切な休養日の設定

地域移行後の休日の部活動においても、国のガイドラインを踏まえ、1日の活動時間は長くても3時間程度とし、週末の少なくとも1日は休養日とする。休養日が取れなかった場合は、他の日に振り替える。

(4) 指導者の確保と資質向上を図るための取組

① 各部最低2名の地域指導者の確保

運営主体である教育委員会は、地域のスポーツ団体等と連携・協力して人材の発掘に当たり、各競技最低2名の地域指導者を確保する。地域の特性を考慮し、役場職員等、多様な人材の活用を図る。

② 指導者の資質向上に資する研修の実施

指導者は生徒の健全育成に責任を持ち、健康やスポーツの価値を伝える存在であるという認識に立ち、顧問及び地域指導者を対象とした資質向上を図るための研修会を年に複数回実施する。

③ 教師等の兼職兼業

美里町立小中学校に勤務する教職員で、休日の地域部活動の指導を希望する者は

所定の申請を行い、美里町教育委員会の許可を得る。教育委員会は、兼職兼業の認可が円滑に行えるよう、規程や運用の改善を行う。

教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認する。また、勤務校における業務への影響の有無、健康への配慮など、学校運営に支障がないことについて校長の事前確認も含め、検討して許可する。

兼職兼業に係る労働時間等の確認を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教育委員会及びコーディネーターが雇用の適切な労務管理に努める。

④コーディネーターの配置

中学校（平日の活動）と地域指導者・関係団体（休日の活動）との連絡・調整に係る業務を行うコーディネーターを教育委員会内に配置する。コーディネーターは、会費納入や指導者謝礼等に係る業務を一括して管理する。

⑤地域指導者への報酬

休日の指導に係る報酬については、部活動に加入している生徒数及び保護者の負担等を考慮し、関係者で協議して適正な金額を設定する。本町の実態を鑑み、決して十分な額とはいえないが、時給 1,000円程度は確保したい。

保護者の負担額については、受益者負担を基本としながら公費負担や地域からの協賛金などの支援も念頭に置き、適切な金額を設定する。

【参考】地域移行後の休日の部活動指導に対する報酬についての試算

○時給1,000円として、3時間指導を上限とすると1日あたり最高3,000円。

○月4回の指導で1か月の報酬は最高3,000円×4＝12,000円。

○現在、町内中学校の運動部活動は合計9部。このうち、3部が合同部活動なので1つの部と見なすと、休日に活動するのは6部となる。

○6部の土日の指導に地域指導者が1名ついた場合、

1か月の報酬合計は最高で、12,000円×6＝72,000円

6部の土日の指導に地域指導者が2名ついた場合、

1か月の報酬合計は最高で、12,000円×12＝144,000円

◎以上の試算から、1月あたりの報酬総額は10万円程度になると想定される。

一方、保護者から1か月に集める負担金総額の平均は、運動部活動への加入率が50%、3年生は半期分の納入とした場合、下の表1に示した数値が導かれる。

表1：入部率50%の場合、1か月当たりの保護者負担総額（※3年生は1,2年生の半額として算出）

徴収額	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17
1,000円	62,000	63,000	64,500	57,000	47,500	42,750	41,750	41,250	37,000	33,250
2,000円	124,000	126,000	129,000	114,000	95,000	85,500	83,500	82,500	74,000	66,500
生徒数	146人	152人	154人	139人	122人	103人	100人	100人	90人	83人

ここから、月額 1,000円の保護者負担では月総額 10万円に届かず、月額 2,000円で令和11年度まで10万円をクリアできることが読み取れる。

7 今後の進め方

(1) 今後のスケジュール

本推進計画を踏まえ、令和6年度に新たなメンバーによる検討委員会を開設し、他の推進組織とも連携・協力して令和8年度から休日における運動部活動の地域移行をスタートさせる。それまでの間、生徒・保護者・地域等への情報発信を行い、個々の課題に対して生徒や地域の実情に柔軟に対応した解決を図っていく。（図3参照）

図3：地域移行に向けたスケジュール

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
4月：コーディネーターを配置 6月：本年度第1回検討会 ・教師、生徒、保護者へのアンケート実施 ・地域移行についてのチラシ配付 7月：教育委員へ説明 9月：部活動指導者会① 12月：部活動実態アンケート 1月：部活動指導者会② ・拠点校部活動についてのチラシ配付 3月：本年度第2回検討会 ・移行推進計画提案 ・移行検討委員会設置	※拠点校方式による部活動開設 ・検討委員会（年2回） ・指導者会（年3回） ・指導者選定 ・指導者研修 ・生徒、保護者への情報発信 ・地域の啓発 ・アンケート実施	7年度も継続 ・情報収集しながら、計画の検討を行う。 ・必要に応じて見直しや変更を行う。	★休日における、すべての運動部活動の地域移行がスタートする ・検討委員会を継続し、さらなる改善を図る。 ・平日の移行、さらなるスポーツ環境の充実について協議する。
	・文化部活動の拠点校方式に向けた検討、開設。文化部活動の地域移行に向けた検討。		

(2) 推進計画の見直しと更新

- ① 本推進計画は、国のガイドライン、県の方針及び町の意向等を鑑み、生徒・保護者及び地域住民の思い等に配慮し、適宜必要な見直しを行い、次年度以降の取組の改善を図っていく。
- ② 文化部活動の地域移行に関する推進計画は、運動部活動の地域移行の進捗状況をうかがいながら、検討委員会での検討等を踏まえて作成する。また、文化部活動の拠点校方式は、体制が整い次第実施する方向で進めていく。

発行者：美里町教育委員会
 所属：学校教育課
 発行年度：令和5年度（2023年度）

【資料１】 美里町立中学校部活動地域移行検討委員会設置要綱

(設置)

第１条 美里町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、美里町立の中学校における部活動の地域移行に向けた方策を検討するため、検討委員会を置く。

(所掌事務)

第２条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (１) 地域移行に向けた取組を推進するために必要な事項
- (２) 地域移行における取組に必要な事項

(組織)

第３条 検討委員会の委員は、下記の者をもって組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (１) 美里町スポーツ関係団体代表
- (２) 美里町スポーツ推進員代表
- (３) 美里町立中学校長
- (４) 美里町立中学校ＰＴＡ代表
- (５) 美里町スポーツ協会代表
- (６) 美里町町文化協会代表
- (７) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第４条 委員の任期は、２年間とする。

２ 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 特定の職により委嘱又は任命された委員は、任期中において当該職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第５条 検討委員会に、委員長及び副委員長それぞれ１人を置く。

２ 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

３ 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２ 会議の採決は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３ 委員長は、特に必要と認める場合又は急を要する場合は、書類の回議をもって会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第７条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の部活動関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

【資料2】 美里町立中学校部活動の拠点校方式による実施要綱

(目的)

第1条 美里町の中学校に在籍する生徒の多様なニーズに応え、学校と地域が協力、連携しながら拠点校方式による部活動（以下「拠点校部活動」という。）を実施し、持続可能な部活動の実現を図る。

(参加できる生徒)

第2条 拠点校部活動に参加できる生徒は、次の全てに該当する生徒とする。

- (1) 在籍校に希望する部活動がない生徒
- (2) 原則として、在籍校から拠点校への移動が保護者の責任で対応できる生徒
- (3) 拠点校の部活動の方針や規約等に従って活動するとともに、活動中は拠点校の生活指導に同意した生徒
- (4) 在籍校及び拠点校両校の承認が得られ、生徒・保護者の申し入れで同意書を交わした生徒

(事業主体及び実施主体)

第3条 拠点校部活動の事業主体は美里町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、実施主体は美里町立中学校とする。

(実施期間)

第4条 実施の期間は、参加承諾の日から当該日の属する年度末日までとする。但し、両校の学校長の了解が得られれば、継続することができる。

2 実施の期間を継続する場合は、第6条の手続きを行うものとする。

(部活動の調整)

第5条 両校の部活動でスムーズに活動できるよう、次のとおり調整する。

- (1) 生徒は、拠点校の部活動の方針（活動日時、大会参加、部費等）に従う。
- (2) 拠点校への移動は原則、経費も含めて参加する生徒の保護者の責任により対応する。但し、合同部活動の移動に使用しているスクールバスは利用できる。

- (3) 活動を欠席する場合は、生徒又は保護者が責任をもって拠点校の顧問へ連絡する。
- (4) 在籍校の学習活動（テスト前の部活動休止も含む）や行事等の日程が拠点校の部活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先する。
- (5) 生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず改善されない場合は、拠点校の学校長が生徒の活動を停止することができる。
- (6) 生徒が生活指導上の問題を起こした場合、そのペナルティが部活動にもおよぶときは、在籍校の生徒指導方針や規約等に従う。
- (7) 前各号の他、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて在籍校の学校長と協議するものとする。

（参加申請）

第6条 拠点校部活動に参加するまでの手続きは下記の書類を提出し、承認を得るものとする。

- (1) 拠点校となる校長は、教育委員会に実施申請書（様式1）を提出し、承認を受ける。
- (2) 教育委員会は、拠点校方式による部活動参加募集を作成し、学校を通じて生徒・保護者に（次年度入学予定の児童・保護者にも）配布する。
- (3) 拠点校部活動に参加希望の生徒・保護者は、在籍校の学校長に参加申込書・保護者同意書（様式2）を提出する。
- (4) 在籍校学校長は、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認して、拠点校学校長に申請書（様式3）を提出する。
- (5) 拠点校学校長が承諾すれば、参加生徒の在籍校の学校長及び教育委員会宛に承諾書（様式4）を提出する。
- (6) 教育委員会は、拠点校学校長からの承諾書の提出をもって、不都合がなければ拠点校方式による部活動の実施を認めるものとする。
- (7) 拠点校の体制が整い次第、在籍校から当該生徒・保護者へ連絡し活動を開始する。

（在籍校と拠点校の連携）

第7条 在籍校と拠点校は綿密に連携を図るものとする。

- (1) 在籍校及び拠点校は連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- (2) 在籍校は拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供する。
- (3) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

（試合参加）

第8条 試合への参加は次のとおりとする。

- (1) 各大会への参加にあたっての事務は、拠点校が行う。
- (2) 各大会等への参加にあたっては、中学校体育連盟主催大会においては、「複数校の合同チーム及び拠点校方式チームによる参加規程」に従い、その他の大会は主催者が定める大会要綱に従う。

（事故への対応）

第9条 事故への対応は次のとおりとする。

- (1) 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて在籍校と連携して対応する。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び熊本県PTA教育振興財団「P 災コース」に必ず加入すること。
- (3) 活動中の事故及び交通事故を除く移動中の事故に際しては、独立行政法人日本スポーツ振興センター及び熊本県PTA教育振興財団「P 災コース」にて対応する。
なお、申請の手続き等は、在籍校が行う。

(周知等)

第10条 生徒、保護者への周知は次のとおりとする。

- (1) 拠点校部活動実施内容の生徒及び保護者への周知は、各学校で行う。
- (2) 拠点校は当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒及び保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。
- (3) 参加生徒の在籍校は、連絡責任者（教頭、部活動担当職員等）を決めておく。

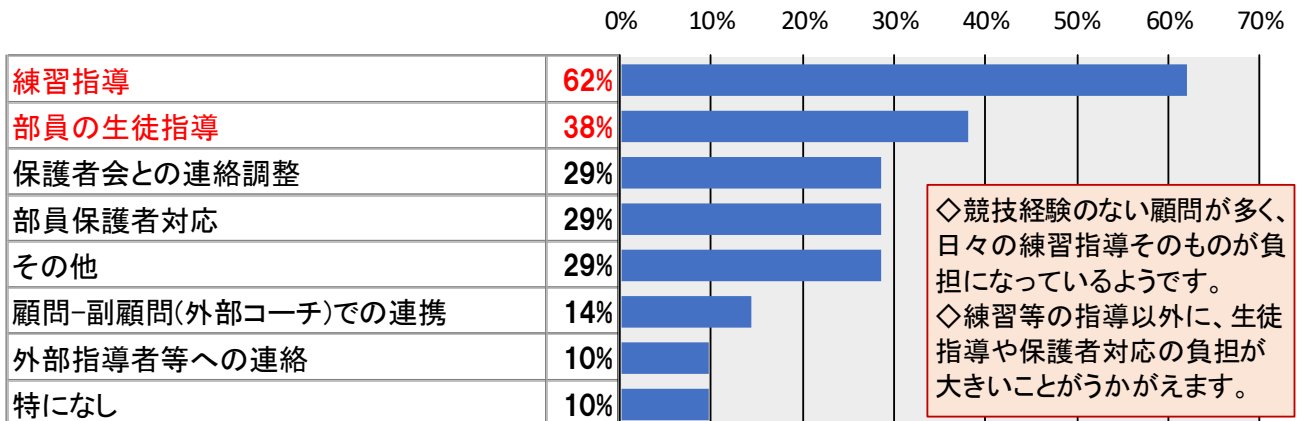
附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

【資料3 アンケート調査結果】

1 教員対象【砥用中学校、中央中学校の教職員】（令和5年6月実施）

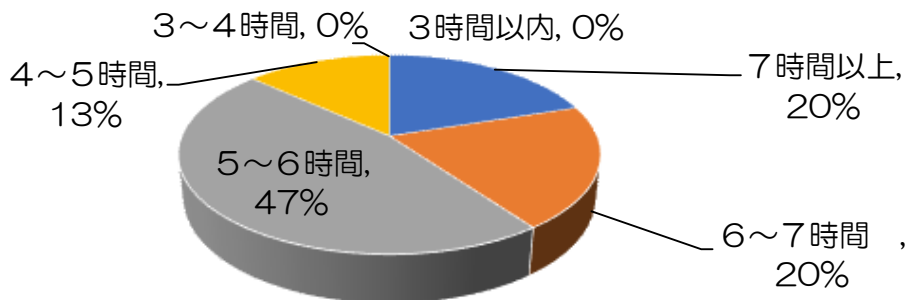
平日の部活動従事業務で負担に感じていることは？【複数回答可】



「その他」の主な意見

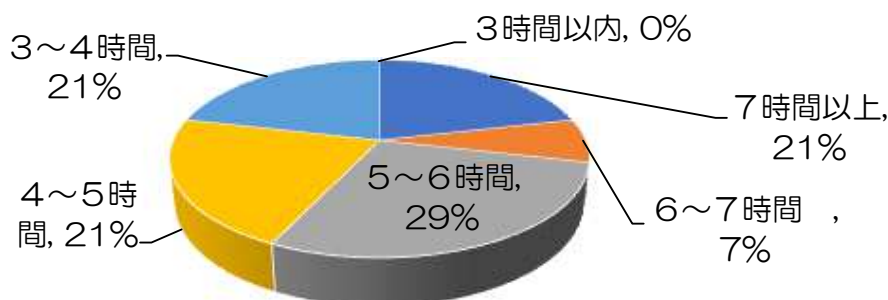
- ・練習メニューづくり ・月計画の作成 ・家庭を後回しにせざるを得ない状況。
- ・競技の知識経験がなく2時間以上見ることもあり、その間にできる業務ができない。
- ・空き時間がない中、授業づくり等本来の学校の仕事をする時間が確保できず負担に感じる。

休日の大会の引率に要する時間は平均どれくらい？



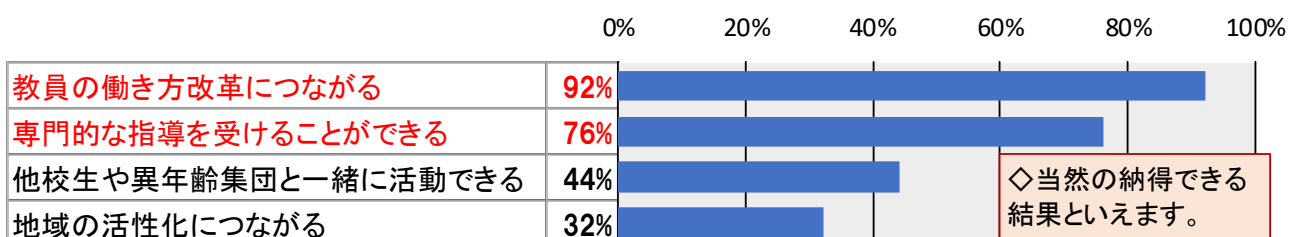
◇大会になると、5時間以上が87%にも達します。ガイドラインでは休日は3時間以内とありますが、試合になるとそうはいかない現状があるようです。出場する大会を精選する必要もありそうです。

休日の練習試合や合同練習会に要する時間は平均どれくらい？

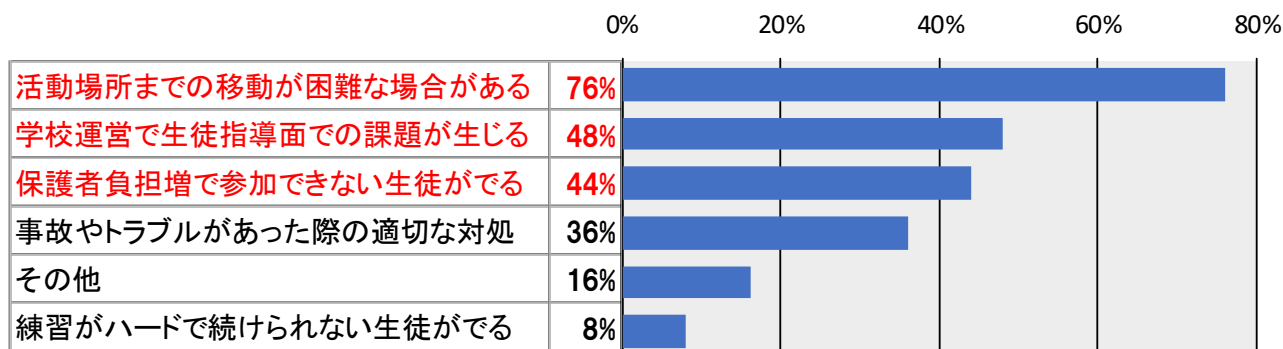


◇練習だけならば3時間程度で終了するところが練習試合になると5時間以上が57%に達しています。練習試合の頻度が大きく関わってきます。

休日の学校部活動を地域移行した場合のメリットは？【複数回答可】



学校部活動を地域移行した場合の課題は(平日もふくめて)?【複数回答可】



「その他」の主な意見

- ・指導者や練習場所の確保
- ・生徒を指導する際に、教育的観点から指導されるか心配がある。指導の行き過ぎがないか、勝利至上主義にならないか?
- ・人格形成をめざすために、学校体育で行われていたときと同じような成果をあげられるか。

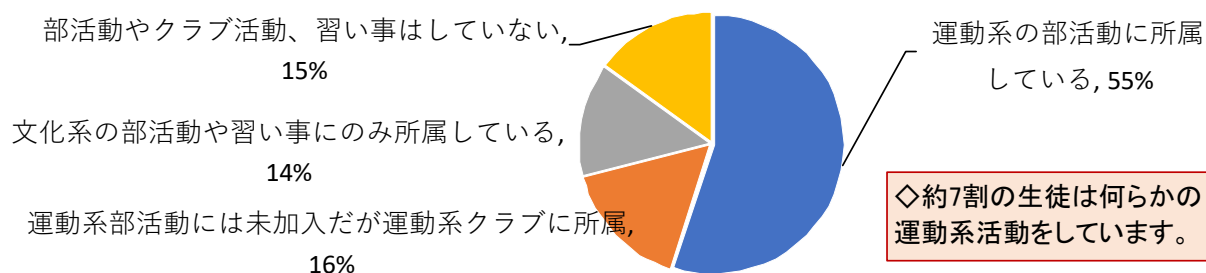
◇活動場所は大きく変わらないと思いますが、スクールバス等による移動支援は継続が望めます。
 ◇生徒指導面についての先生方の心配は十分理解できます。地域指導者となられた方への研修、日常的な情報交換等が必要になると思います。
 ◇保護者の負担増については、これが原因で子どもたちのスポーツ機会が奪われないよう、公的支援をふくめ、地域全体で取り組んでいく必要があります。

自由記述の主な意見

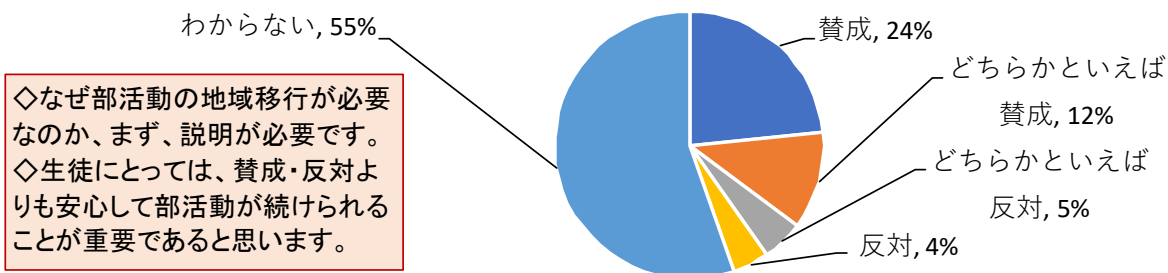
- ◆美里町には高い指導スキルを持つ人材が多い(文化系も含め)。その人たちとの関係もできており地域移行が可能と思われが、その活動を支える金銭面の課題が・・・。
- ◆地域移行は容易なことではなく、学校が担わなければならない部分がまだまだあると思う。しばらくは、地域、生徒のために仕方なくがんばる必要があると思っている。
- ◆教員の業務の量、また、子どもたちへの専門性の確保や選択肢をつくってあげることなどを考え、課題はあると思うがぜひ進めていただきたい。
- ◆休日の指導や大会引率は負担を感じるので、地域に移行してもらえるとありがたい。
- ◆平日と土日の指導方針がずれないように、連絡等を密に取らなければいけないと思うが、そこにまた時間がとられてしまうのではないかな。
- ◆専門の種目でもないのに、教えることは難しい。平日の放課後は教材研究や事務処理をしたいし、勤務時間が終わったら帰宅したい気持ちがある。
- ◆練習場所、指導者の確保等、様々な課題が多すぎてとても難しいと思う。欧米と違い、日本は学校の教師による指導から始まっているので、変更は本当に難しいと思う。
- ◆生徒の減少や教員の働き方改革の観点から、大事なことだと思っている。しかし、さまざまな課題があり、移行自体が容易ではない側面が多くあるのも現状である。
- ◆地域指導者と学校との連携など、ますます強固にしていく必要がある。
- ◆町が種目を決めてクラブを運営する。平日、週末も行う。学校側は場所を提供するだけ。教員も勤務校ではなく、居住する場所で活動する。
- ◆社会体育と融合してスポーツに親しむ環境づくりを進めなければならない時代になってきた。ただ、生じた課題に学校が責任を負うようであれば本末転倒である。

2 生徒対象【砥用中学校、中央中学校の1, 2年生】（令和5年7月実施）

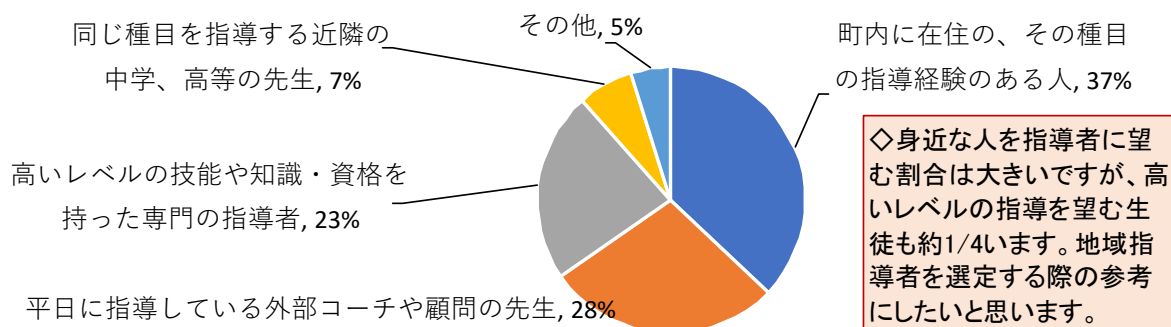
部活動や地域のクラブ等、どんな活動をしていますか？



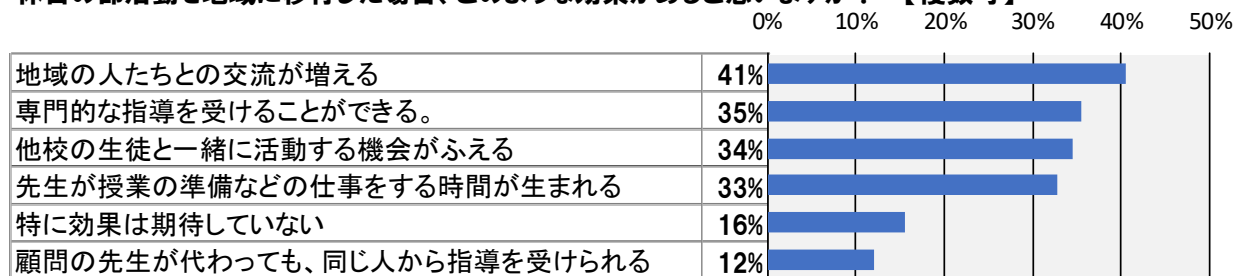
休日の部活動の指導が地域に移行されることについて、どう思いますか？



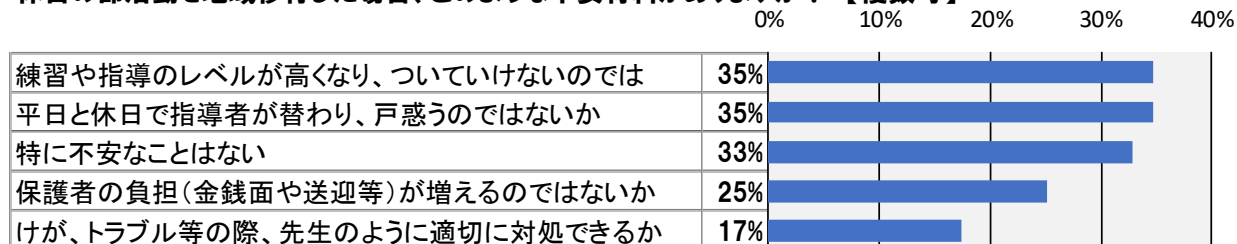
休日の部活動が地域に移行した場合、どのような指導者がよいですか？



休日の部活動を地域に移行した場合、どのような効果があると思いますか？【複数可】



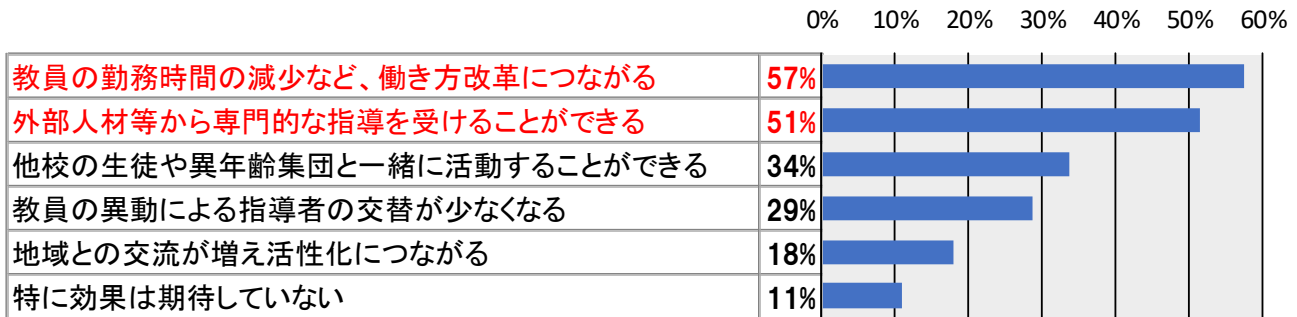
休日の部活動を地域移行した場合、どのような不安材料がありますか？【複数可】



◇部活動を地域移行することの効果や不安材料については、教職員とやや認識の異なる点もありますが、このような生徒の思いを大切にしながらこれからの取組を進めていきたいと思っています。

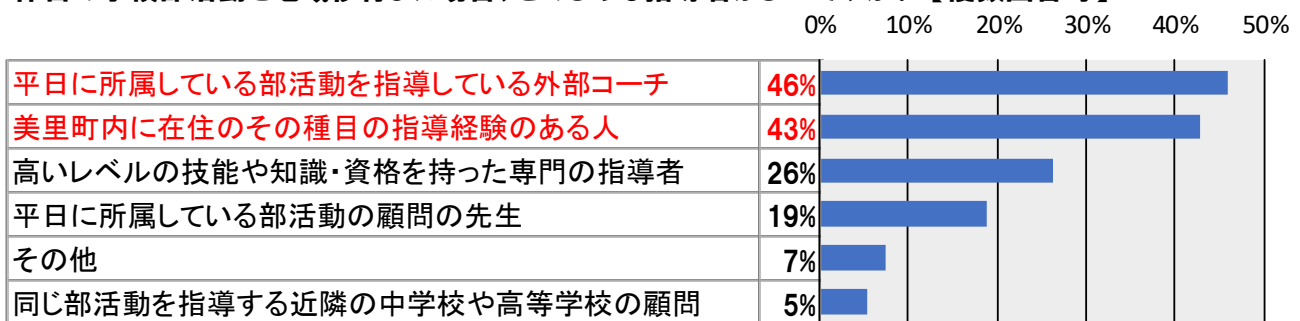
3 保護者対象【町内中学校1，2年生と小学校4～6年生の保護者】 (令和5年7月実施)

休日の部活動を地域に移行した場合、どのような効果があると思いますか？【複数回答可】



◇教員の働き方改革など、部活動が地域移行される理由を今後も丁寧に説明していく必要があります。
 ◇半数以上の保護者が「専門的な指導」に期待をしていることがうかがえます。
 ◇保護者の立場としては、部活動の地域移行に大きな効果は期待しないがやむを得ない、という考え方は多いのではないでしょうか。その上で、個々の課題についてしっかり協議していくことが大切だと思います。

休日の学校部活動を地域移行した場合、どのような指導者がよいですか？【複数回答可】

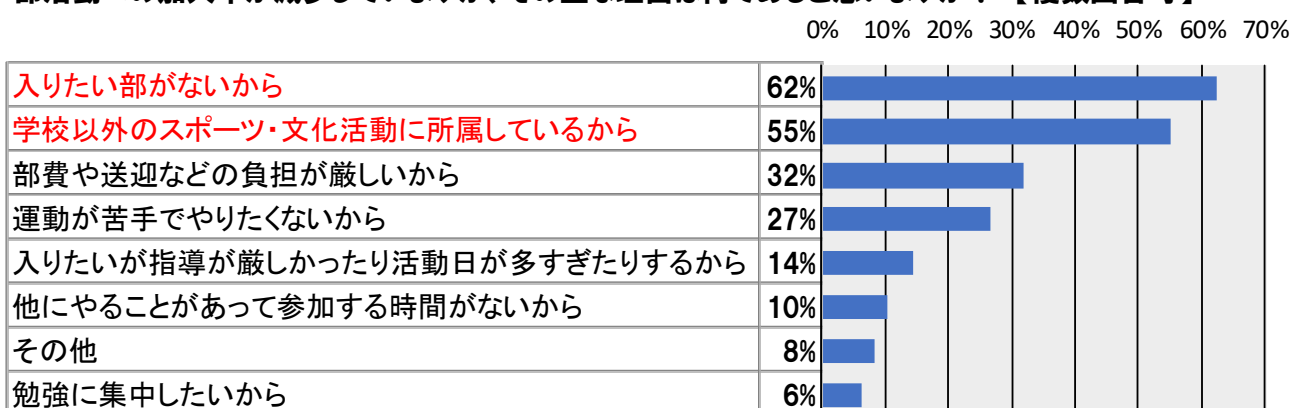


「その他」の主な意見

- ・人間的成長を育める資質、能力を有する人。
- ・単独ではなく複数で対応してほしい。

◇多くの保護者が、指導者に身近な人を望んでいます。また、高いレベルの指導を望む声も26%あり、指導者選定の参考にしたいと思います。

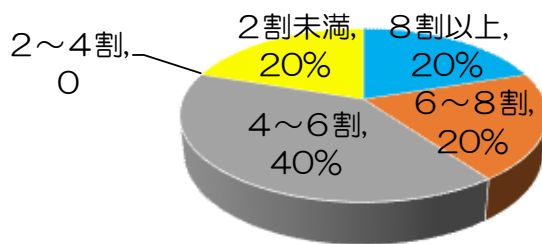
部活動への加入率が減少していますが、その主な理由は何であると思いますか？【複数回答可】



◇最も多い「入りたい部がないから」に学校部活動で応えるのは厳しい状況です。現状でわずかではありますが選択肢を広げられる「拠点校方式」は、令和6年度から実施します。
 ◇「部活動以外の活動に所属しているから」が55%に達しました。それ以外の生徒の受け皿に部活動がなれるような、改革の視点も必要かと思います。
 ◇家庭の経済的な理由で部活動をあきらめるということは、なんとかして防ぎたいと思います。

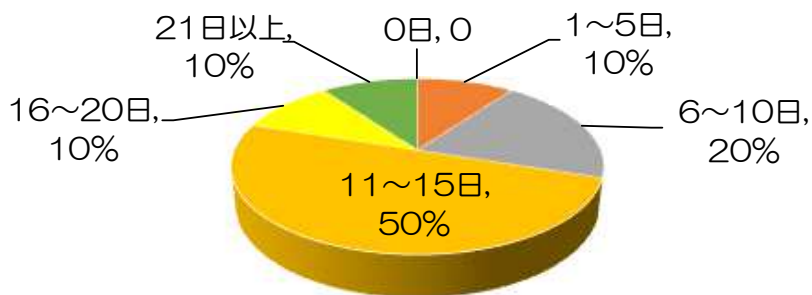
4 【部活動の実態に関するアンケート】（令和5年12月実施）

休日に部活動をどれくらい実施していますか？（文化部も含む。以下同じ。）



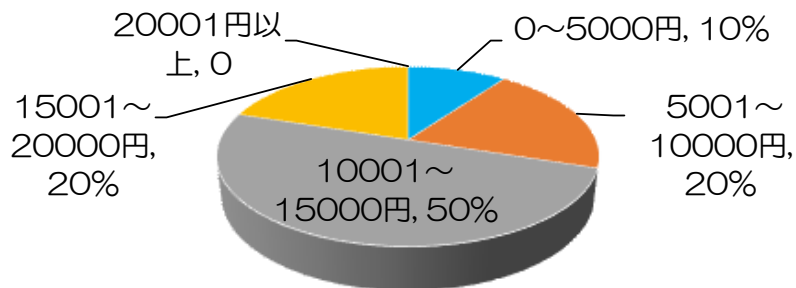
◇練習だけなら土日のうち1日は休めるのかもしれませんが、大会や練習試合が活動日を押し上げているようです。
◇部によって活動日に差があります。

本年度どれくらい大会（発表会）に参加しますか。



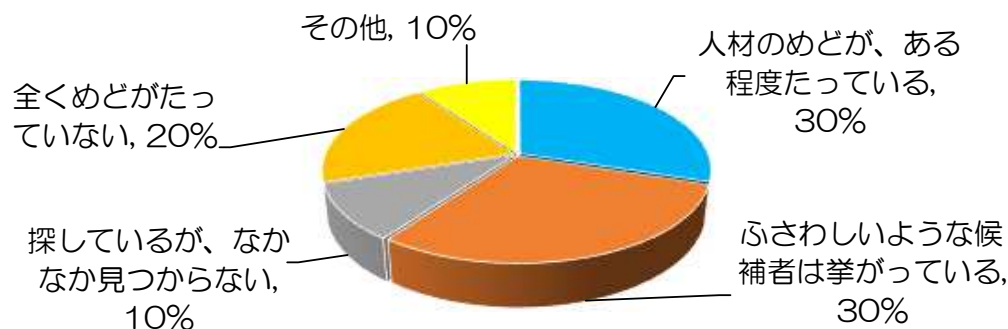
◇部による差が大です。
◇出場大会の精選に加え、大会の統合なども検討課題だと思います。

年間の部費はどれくらいですか？



◇運動部の部費は、月1000円程度です。部費以外に年間4~5,000円の育成費も一律に負担しています。
◇部活動への町からの支援金が役立っています。

休日の部活動が地域移行した場合の地域指導者について、どのような状況ですか？



◇地域指導者のめどが立っているのは6割です。種目によっては人材が容易に見つからない部もあります。